

成年後見 選挙権回復訴訟 提訴1周年 支援集会

行せまた
せんきよに
いきたい
んよに

前はせんきよに 行ってたのに
成年後見したら、行けんようになった
なんでやる？ ワケわからん

成年後見 選挙権を考える会・近畿
近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

〒604-0982 京都市中京区御幸町通夷川上ル松本町568番地 京歯協ビル3階
つくし法律事務所 民谷弁護士 電話 075-241-2244 FAX 075-241-1661

後援：全日本手をつなぐ育成会、京都市社会福祉協議会、障害者欠格条項をなくす会、きょうされん京都支部、京都精神保健福祉士協会、滋賀県精神保健福祉士会、京都社会福祉士会、滋賀県社会福祉士会、(公社)成年後見センター・リーガルサポート京都支部、(公社)成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部、東大阪成年後見支援センター、宝塚成年後見センター、NPO法人あさがお、NPO法人CAN、大阪知的障害児者生活サポート協会、兵庫県知的障害児者生活サポート協会、滋賀県知的障害児者生活サポート協会

2012/6/24(日) 13時30分

- ▶原告本人の訴え、DVD上演
- ▶講演：戸波江二（早稲田大、憲法学者）

ハートピア京都

(京都府立総合社会福祉会館)

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口 すぐ

成年後見と、選挙権とは

知的障害、認知症、脳卒中後遺症、精神障害などがある人の中には、エセ商法やサギに狙われる人もあります。そうした人が安心して社会生活を送れるように、成人に後見人をつけて守る制度が成年後見制度です。ところが制度の欠陥によって、被後見人の選挙権がはく奪されています。それまで選挙に行っていた人が、後見人をつけた途端に選挙はがきが来なくなりました。そこで選挙権の回復を求めて、2011年に全国で4件の訴訟が起こされました。

後見人を付けることを、法律上は「事理を弁識する能力を欠く常況にある」といいます。しかし実際には日常の外出や、買い物は一人でする人です。法律上も日常の経済行為は認めています。そうした人の選挙権をはく奪してしまうのは、基本的人権の侵害です。障害者の社会参加と平等を阻害しています。

Q&A

Q1. 判断能力に欠ける人に、選挙権を与えるべきではないと言われたのですが。

A 選挙権は民主主義を成り立たせる、とても大切で基本的な人権です。民主社会では納税額、男女、障害の有無などにかかわらず、成人になった人にはだれにでも保障されています。

選挙権が制限されるのは、刑法犯と選挙違反犯などで禁固刑などが執行中の人だけです。ただしこうした社会の秩序を乱した人も、刑期が終われば選挙権が回復されます。しかし被後見人は悪いことをしたわけでもないのに、一生はく奪されています。きわめて差別的だといえます。

Q2. 高齢者や知的障害者の施設で、時々選挙違反事件のことを聞きます。利用されやすい（騙されやすい）人は、公正な選挙のために制限は仕方ないのではないのでしょうか。

A 全く逆です。
例えば、地下鉄で何度も痴漢にあう人は、被害にあいやすいのだからと、電車に乗ることを法律で規制できるのでしょうか。また、詐欺やエセ商法に何度もあう人は、だまされる方が悪いのでしょうか。

それは違うでしょう。悪いのは痴漢犯であり、詐欺師です。選挙違反事件も同じで、選挙違反を仕組む人が悪いのだから、その罰則を重くすればいいのです。被害にあう側の選挙権をはく奪するのは、本末転倒です。

Q3. そもそも障害者の選挙権はどうなっていますか。なぜ成年後見制度に、選挙権のはく奪があるのですか。

A 日本では障害手帳（身障、療育、精神）を持っている人を、障害者として統計しています。しかし手帳を持っていることと、選挙権は全く関係ありません。手帳を持っていて選挙に行っている人はたくさんいますし、逆に投票できない人もたくさんいます。障害を理由に、選挙権を規定することはできません。

成年後見制度の前制度は禁治産制度と言い、「家」の資産を守るために禁治産者の法的権限に制限を加えていました。選挙権もはく奪していたのです。これを平成12年に作り変えたのが成年後見制度ですが、同時に障害者の権利擁護のために改訂すべき公選法第11条を、改訂し忘れたのです。選挙権のはく奪は、公選法第11条を改訂すれば改まります。